

- 4面 平成28年熊本地震災害義援金にご協力を
- 5面 新宿区立図書館基本方針を改定しました
第四次新宿区子ども読書活動推進計画を策定しました
- 7面 蚊の発生源対策をしましょう
- 8面 75歳以上の方は5月から開始
健康診査・がん検診



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

すべての子どもの 安心と希望の実現を 目指して

新宿区子ども未来基金に ご支援を



区では、子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、「新宿区子ども未来基金」を設置しました。

区民の皆さんからの寄附を基金に積み立てて、未来を担う子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動に助成します。区民の皆さんのご支援・ご協力をお願いします。助成対象事業の募集等詳しくは、「広報しんじゅく」5月25日号でお知らせします。

【問合せ】子ども家庭課企画係(本庁舎2階) ☎(5273)4261・FAX(5273)3610へ。

基金から子どもの育ちを支援する 区民の活動に助成 (30万円を上限に10件程度)

★ 助成対象事業の一例 ★

学び・共食・体験の機会や、
活動の場の提供

子どもの情緒や
創造性の育成

孤食や育児の
孤立化の防止

ひとり親家庭・生活困窮家庭等、
困難を抱えた子どもや家庭の支援

思春期の心の問題等を抱える子どもと
その保護者を地域でサポートする活動

住民税所得割額が16万円未満の世帯へ

保育料の負担軽減を拡充しました

区では、幼児教育の無償化へ向けた段階的な取り組みとして、4月から多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充しました。対象となる利用施設は、幼稚園・認定こども園・認可保育所・地域型保育事業所(保育ルーム・事業所内保育所等)などです。

軽減の対象であることを確認するために、保護者からの申し出が必要となる場合があります。申し出方法等詳しくは6月以降、利用している施設を通じてお知らせします。

【問合せ】▶区立・私立幼稚園の保育料について…学校運営課幼稚園係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3103・FAX(5273)3580へ。

▶その他の施設の保育料について…保育課入園・認定係(本庁舎2階) ☎(5273)4527・FAX(3209)2795へ。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には配達します。

寄附を受け付けています

下記窓口で寄附を受け付けます。直接、お持ちください。

寄附受付窓口 (所在地)	寄附受付窓口 (所在地)
子ども家庭課企画係 (歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)	若松町特別出張所 (若松町12-6)
子ども総合センター (新宿7-3-29)	大久保特別出張所 (大久保2-12-7)
男女共同参画推進センター (荒木町16)	戸塚特別出張所 (高田馬場2-18-1)
四谷特別出張所 (内藤町87)	落合第一特別出張所 (下落合4-6-7)
笹筒町特別出張所 (笹筒町15)	落合第二特別出張所 (中落合4-17-13)
櫻町特別出張所 (早稲田町85)	柏木特別出張所 (北新宿2-3-7)
	角筈特別出張所 (西新宿4-33-7)

●お近くの金融機関でも納付できます

電話で子ども家庭課企画係☎(5273)4261へご連絡ください。納付に必要な書類を郵送します。

寄附にご協力いただくと税制上の優遇措置があります

●個人の場合

区へ寄附していただくと、所得税・住民税等の寄附金控除の対象になります。優遇措置を受けるには原則として、確定申告が必要です。

※給与所得があるなど一定の要件に該当する方は、申請により確定申告の手続きをすることなく寄附金控除を受けられます(ワンストップ特例制度)。ワンストップ特例制度の適用を希望する方

は、寄附の際に申請書を上記窓口へ提出または子ども家庭課企画係へ郵送(金融機関で納付する方)してください。申請書は窓口で配布するほか、金融機関での納付を希望する方には、納付に必要な書類に同封してお送りします。

●法人の場合

損金算入限度額にかかわらず、全額が損金として計上できます。

多子世帯

●多子として数える子どもの年齢制限を撤廃

区では、多子世帯の幼稚園・保育園等の保育料について、第2子は半額、第3子以降は無料としています(私立幼稚園・私立認定こども園は軽減額が異なる場合があります)。

28年3月までは、多子(第1子・第2子・第3子以降)を数える場合、幼稚園等を利用している世帯は小学3年生以下のお子さんの数、保育園等を利用している世帯は、小学校就学前のお子さんの数を数えていましたが、4月から住民税所得割額が16万円未満の世帯は、多子として数える子どもの年齢制限を撤廃しました。これにより、第2子・第3子以降のお子さんの兄弟が、小学4年生以上(幼稚園等利用世帯)または小学1年生以上(保育園等利用世帯)の場合も保育料を軽減します。

ひとり親世帯・障害児等がいる世帯

住民税所得割額が16万円未満で、ひとり親の世帯・障害児等がいる世帯の保育料について、4月から新たに、第1子は半額・第2子以降は無料としました。